

株 主 各 位

北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

株 式 会 社 マ ツ モ ト

代表取締役社長 松 本 敬 三 郎

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、ご無理をなさらず、出席を見合わせることもご検討下さい。ご出席を見合わせていただく場合は、書面により議決権行使を行うことができます。その際には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年7月26日（火曜日）午後5時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号
松柏園ホテル
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第34期(2021年5月1日から2022年4月30日まで)
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.matsumoto-inc.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。
- ◎新型コロナウイルスの今後の流行状況により、今後の株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合も、上記当社ホームページに掲載いたしますので、ご出席される場合はあらかじめご確認いただけますよう、お願い申し上げます。

(添付書類…当社は連結対象会社がないため連結関係書類は作成していません。)

事 業 報 告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の進展等により、経済活動に持ち直しが見られましたが、原材料価格や原油価格の高騰、急激な為替変動、感染再拡大の懸念など、先行き不透明な状況が続いておりました。

印刷業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による個人消費や企業活動の停滞とともに、デジタルメディアの普及により紙印刷物の減少が加速したため需給バランスが崩れ、依然として厳しい経営環境でありました。

このような状況の下、当期の業績は、次のとおりとなりました。

売上高につきましては、前期 2,270 百万円に対し、3.5%増の 2,349 百万円となりました。また、損益につきましては、営業損失 207 百万円（前期比 157 百万円損失減）、経常損失 188 百万円（前期比 155 百万円損失減）となり、さらに、特別損失として固定資産の減損損失 1,189 百万円を計上しましたので当期純損失 1,287 百万円（前期比 898 百万円損失増）となりました。この結果、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当期の配当は無配とさせていただきます。

部門別の状況は次のとおりであります。

[学校アルバム部門]

学校アルバム部門につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による印刷不況の中で学校アルバム業界では、価格競争が厳しさを増しておりますが、当期においては前期からの売上のずれ込み等がありまして、売上高は、前期比 8.1%増の 1,849 百万円となりました。

[一般商業印刷部門]

一般商業印刷部門につきましては、新型コロナウイルス感染拡大やペーパーレス化の趨勢で、印刷需要は一時期明るい兆しが見えたものの本格的には回復しませんでした。また、収益認識に関する会計基準等の適用により、写真プリント販売における売上高が従来に比べ 73 百万円減少したことも影響して、売上高は、前期比 10.6%減の 500 百万円となりました。なお、この売上高はインターネット関連事業も含んでおります。

(2) 資金調達の状況

当期において必要な資金については、設備資金はすべて自己資金より充當いたし、短期運転資金は期中で一部銀行借入をいたしました。期末までには全額返済いたしております。また、新型コロナウイルス感染症特別貸付により長期運転資金として100百万円を銀行借入いたしております。

(3) 設備投資の状況

当期は、印刷機械等118百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産および損益状況の推移

区 分	第31期 (2018年度)	第32期 (2019年度)	第33期 (2020年度)	第34期(当期) (2021年度)
売 上 高(百万円)	2,835	2,818	2,270	2,349
経 常 利 益(百万円)	△44	△1	△344	△188
当期純利益(百万円)	△49	7	△389	△1,287
1株当たりの当期純利益	△132円28銭	20円99銭	△1,030円84銭	△3,410円02銭
総 資 産(百万円)	4,533	4,347	3,844	2,649
純 資 産(百万円)	3,291	3,188	2,765	1,439

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第34期(当期)の期首から適用しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症もやや沈静化の様子ですが、昨年の出生数は81万人とこれはピーク時の30%で少子化がさらに進行しております。この少子化による市場の劇的な変化により学校アルバムを主力とする当社は、抜本的な改革を求められており、これに対し、経営刷新により収益構造の改善を進め黒字化に向け経営効率化に取り組んでまいります。また、配当原資となる利益剰余金の早期の欠損解消に傾注し、復配を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社は、印刷物の製造販売を主たる事業としており、その製品は次のとおりであります。

学校アルバム……幼・小・中・高・専・大学ならびに各種学校等向け卒業アルバム、記念アルバム、記念誌等他

一般商業印刷……ポスター、カタログ、パンフレット、ダイレクトメール、カレンダー他

インターネット関連事業……デジタル写真アルバム（Kぴい・メモリオ）
自費出版（ホンニナル出版）
印刷通信販売（プリエイト）
写真プリント販売（ギガフォトレッジ）

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況

①営業所および工場

本社 北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

名 称	所 在 地
営業所	
東京営業所	東京都新宿区
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡市博多区
デザインセンター	北九州市門司区
工 場	
松原工場（印刷・製本）	北九州市門司区
猿喰工場（製版・印刷）	北九州市門司区
社ノ木工場（製本・オンディマンド印刷）	北九州市門司区
高浜工場（オンディマンド印刷・製本）	北九州市小倉北区

②従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
177名	△22名	42.6才	16.3年

(注) 上記従業員の他に、期中平均78名のパートタイマーがおります。

(8) 主要な借入先（2022年4月30日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	100百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,288,900 株
 (2) 発行済株式の総数 381,300 株
 (うち自己株式 3,835 株)
 (3) 株主数 396 名
 (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
松 本 敬 三 郎	59,000	15.63
松 本 政 敬	24,800	6.57
松 本 大 輝	21,100	5.59
穂 田 誉 輝	19,000	5.03
梅 津 武	18,500	4.90
松 本 久 美 子	16,200	4.29
株 式 会 社 大 分 銀 行	14,400	3.81
松 本 敬 孝	11,400	3.02
水 元 公 仁	11,000	2.91
株 式 会 社 福 岡 銀 行	9,500	2.52

(注) 持株比率は、自己株式 (3,835 株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	松本敬三郎	
常 務 取 締 役	松本 大輝	営業本部長
取 締 役	梅津 武	総務部長
取 締 役	杉本 佳彦	公認会計士
常 勤 監 査 役	石川 正則	
監 査 役	安井 玄治	株式会社安井組代表取締役会長
監 査 役	原永 茂	税理士

- (注) 1. 取締役杉本佳彦氏は、社外取締役であり、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 2. 監査役安井玄治氏および原永茂氏は、社外監査役であり、監査役原永茂氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 当社は取締役杉本佳彦氏、監査役安井玄治氏および監査役原永茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社と株式会社安井組とは建築工事等の取引があります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

①役員区分ごとの報酬等の総額

区分	人数	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	報酬等の総額
取締役	5名	61,720千円	-	-	61,720千円
監査役	3名	8,450千円	-	-	8,450千円
計 (うち社外役員)	8名 (3名)	70,170千円 (3,920千円)	-	-	70,170千円 (3,920千円)

- (注) 1. 取締役の人数および報酬等の総額には、2021年7月28日付で退任した取締役1名の在任中の報酬等の総額が含まれております。
2. 上記の報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した7,170千円を含んでおり、このうち6,520千円が取締役分であり、650千円が監査役分であります。
3. 取締役の報酬限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額20,000千円以内と決議されております。なお、当該決議がなされた時点での取締役の員数は6名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議されております。なお、当該決議がなされた時点での監査役の員数は2名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

1、基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、世間基準・業界水準・経営成績および従業員給与とのバランス等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬のみを支払うこととします。

2、基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間基準・業界水準・経営成績および従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、退職慰労金は、株主総会での承認を条件として、役員退職慰労金規程に基づき決定し、取締役会決議後一定の時期に支払うものとします。

3、基本報酬の額・業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社取締役の報酬は、業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はなく、基本報酬のみがその金額を占めるものとします。

4、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長の松本敬三郎氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、世間基準・業界水準・経営成績および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬の額を決定するものとします。なお、退職慰労金の個人別の金額は、役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内において取締役会にて決定するものとします。

代表取締役社長の松本敬三郎氏に権限を委任した理由は、当社の事業環境や経営状況、役員の役割や成果等を熟知し、さらに長年にわたり経営を担っている経験もふまえ、総合的かつ客観的に役員を評価し、役員の報酬額を決定できると判断したためです。

従いまして、当社取締役会としては、上記のプロセスにより決定された当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	杉本 佳彦	同氏は当期に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、主として公認会計士として財務・会計ならびに経営管理に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行うとともに、当社コーポレートガバナンスの強化ならびに客観的な立場での経営の監督において適切な役割を果たしております。
監査役	安井 玄治	同氏は当期に開催された取締役会14回のうち9回におよび当期に開催された監査役会9回のうち8回に出席し、長年にわたる経営者としての高い見識と豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
監査役	原永 茂	同氏は当期に開催された取締役会14回のうち13回におよび当期に開催された監査役会9回の全てに出席し、主に税理士として財務・会計ならびに法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 19,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。

② 取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンス意識を高める。

③ 使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理規程を定め危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
 - ② 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。
- (5) 当該株式会社の業務の適正を確保するための体制
前記「(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制
 - ① 取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
 - ② 監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。
 - ③ 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - ② 監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
 - ③ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。
 - ④ 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの適切な整備および運用を行い、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化、内部監査体制の充実に取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

- (1) コンプライアンス体制
社長がコンプライアンス責任者となり、取締役および使用人に対し継続して定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透および高揚に努めました。
- (2) リスク管理体制
社長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、事業および業務に係るリスクの抽出ならびに対応策が報告、協議されております。
また、適宜是正改善を行い、必要に応じて再発防止の取組みを実施してまいりました。
- (3) 内部監査体制
当社の内部監査は経営管理部が担当し、監査役ならびに会計監査人とも連携をはかり有効な内部監査を行ってまいりました。

(注) 本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,302,160	流動負債	709,528
現金及び預金	948,101	買掛金	254,582
受取手形	17,860	未払金	207,105
売掛金	205,819	未払費用	49,263
商品及び製品	4,327	未払法人税等	6,095
仕掛品	63,323	未払消費税等	83,181
原材料及び貯蔵品	56,743	賞与引当金	58,000
前払費用	7,500	その他の流動負債	51,300
その他の流動資産	1,383		
貸倒引当金	△2,900	固定負債	501,178
		長期借入金	100,000
固定資産	1,347,603	長期預り敷金	30,170
有形固定資産	1,092,676	長期預り保証金	82,000
建物	324,995	退職給付引当金	108,680
構築物	8,704	役員退職慰労引当金	155,908
機械及び装置	0	資産除去債務	24,419
車両及び運搬具	0		
工具器具及び備品	0	負債合計	1,210,706
土地	758,976		
投資その他の資産	254,927	株主資本	1,437,627
投資有価証券	90,659	資本金	100,000
破産更生債権等	1,976	資本剰余金	2,521,310
敷金	57,785	資本準備金	100,000
保証金	559	その他資本剰余金	2,421,310
保険積立金	105,946	利益剰余金	△1,166,465
貸倒引当金	△2,000	その他利益剰余金	△1,166,465
		繰越利益剰余金	△1,166,465
		自己株式	△17,217
		評価・換算差額等	1,429
		その他有価証券評価差額金	1,429
資産合計	2,649,763	純資産合計	1,439,057
		負債及び純資産合計	2,649,763

損 益 計 算 書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,349,954
売 上 原 価		2,101,229
売 上 総 利 益		248,725
販売費及び一般管理費		456,633
営 業 損 失		207,907
営業外収益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	2,910	
不 動 産 賃 貸 収 入	31,020	
雑 収 入	2,820	36,750
営業外費用		
支 払 利 息	139	
不 動 産 賃 貸 原 価	15,913	
雑 損 失	1,536	17,589
経 常 損 失		188,746
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額		109,200
特別損失		
固 定 資 産 売 却 損	11,725	
減 損 損 失	1,189,821	1,201,546
税引前当期純損失		1,281,093
法人税、住民税及び事業税		6,070
当 期 純 損 失		1,287,163

株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	929,890	1,691,419	-	1,691,419	77,000	400,000	△318,555	158,444
事業年度中の変動額								
減資	△829,890		829,890	829,890				
資本準備金の取崩		△1,591,419	1,591,419	-				
利益準備金の取崩					△77,000		77,000	-
別途積立金の取崩						△400,000	400,000	-
剰余金の配当							△37,746	△37,746
当期純損失(△)							△1,287,163	△1,287,163
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	△829,890	△1,591,419	2,421,310	829,890	△77,000	△400,000	△847,909	△1,324,909
当期末残高	100,000	100,000	2,421,310	2,521,310	-	-	△1,166,465	△1,166,465

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計		
	自 株	己 式	株 資 合 計	主 本 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
当期首残高	△17,217		2,762,537		3,361	3,361	2,765,899
事業年度中の変動額							
減資			-				-
資本準備金の取崩			-				-
利益準備金の取崩			-				-
別途積立金の取崩			-				-
剰余金の配当			△37,746				△37,746
当期純損失(△)			△1,287,163				△1,287,163
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					△1,932	△1,932	△1,932
事業年度中の変動額合計	-		△1,324,909		△1,932	△1,932	△1,326,841
当期末残高	△17,217		1,437,627		1,429	1,429	1,439,057

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法。少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、3年間で均等償却。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：15年～65年、機械及び装置：10年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

学校アルバム、一般商業印刷の製造販売を主たる事業とし、これらの販売は顧客との請負契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。収益については、製品を引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の間と判断しているため、出荷時点で収益を認識しております。

なお、顧客へのサービスにおける当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りにつきましては、前事業年度の計算書類においては「2022年4月期の半ばまでには、通常の経済活動を取り戻す」との前提においておりましたが、直近の感染状況やワクチン接種の普及、マスク着用要否の時期等を踏まえて再検討し、さらに1年延長して「2023年4月期の半ばまでには通常の経済活動を取り戻す」との前提において、固定資産に関する減損損失の認識要否の判断及び測定、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客へのサービスにおける当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益と認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価は73,052千円減少しておりますが、売上総利益、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失には影響ありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定

会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる影響はありません。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,690,685 千円
2. 担保に供している資産	
(1) 担保に供している資産	
建物	15,748 千円
土地	242,658 千円
合計	<u>258,407 千円</u>

上記に対応する債務はありません。

Ⅳ 損益計算書に関する注記

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	金 額
印刷事業用資産	建 物	227,328 千円
印刷事業用資産	構 築 物	4,205 千円
印刷事業用資産	機 械 及 び 装 置	742,689 千円
印刷事業用資産	車 両 及 び 運 搬 具	2,190 千円
印刷事業用資産	工 具 器 具 及 び 備 品	7,238 千円
印刷事業用資産	土 地	170,213 千円
印刷事業用資産	ソ フ ト ウ ェ ア	31,402 千円
印刷事業用資産	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	2,100 千円
印刷事業用資産	電 話 加 入 権	2,453 千円
	合 計	1,189,821 千円

当社は、印刷事業の単一事業であることから、全社を一つの単位としてグルーピングを行っておりますが、賃貸用資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

収益性が低下した事業の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価書に基づく評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	381,300 株	一株	一株	381,300 株
合 計	381,300 株	一株	一株	381,300 株
自己株式				
普通株式	3,835 株	一株	一株	3,835 株
合 計	3,835 株	一株	一株	3,835 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年7月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	37,746千円	100円	2021年 4月30日	2021年 7月29日

3. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

当事業年度の配当は無配につき、該当事項はありません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。余裕資金の運用は、定期預金を中心とした安全で流動性の高い金融資産にて行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごと時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券（※2）	88,659千円	88,659千円	—

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに該当するため、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない非上場株式（貸借対照表計上額2,000千円）は、上記の「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 当事業年度（2022年4月30日）

	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
其他有価証券				
株 式	88,659千円	—	—	88,659千円

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

Ⅶ 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、北九州市内において、当社所有の建物の一部について賃貸しており、また、事業の用に供していない不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃借対照表計上額	時 価
383,111千円	431,556千円

(注) 当事業年度末の時価は、賃貸不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく価額、事業の用に供していない不動産については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等否認	166 千円
賞与引当金等損金算入否認	22,397 千円
投資有価証券評価損否認	38,233 千円
退職給付引当金損金算入否認	36,494 千円
役員退職慰労引当金損金算入否認	52,354 千円
貸倒引当金損金算入否認	673 千円
資産除去債務等	9,391 千円
償却資産償却限度超過額	340,855 千円
非償却資産評価減否認	58,686 千円
繰越欠損金	291,570 千円
繰延税金資産小計	850,824 千円
評価性引当額	△ 850,824 千円
繰延税金資産合計	- 千円

Ⅸ 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	松本政敬	元当社代表取締役会長	被所有直接6.57%	当社代表取締役社長松本敬三郎の実父	役員退職慰労金受領辞退による債務免除	109,200	役員退職慰労引当金戻入額	—

Ⅹ 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

	学校アルバム	一般商業印刷	合計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	1,849,483千円	500,471千円	2,349,954千円
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,849,483千円	500,471千円	2,349,954千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は下記のとおりであります。
なお、契約負債は、主に製品の引渡し前に顧客から受取った対価であります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	232,005千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	223,680千円
契約負債(期首残高)	40,627千円
契約負債(期末残高)	30,846千円

XI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

3,812 円 43 銭

2. 1株当たり当期純損失

3,410 円 02 銭

XII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社 マツモト

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本 千人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトの2021年5月1日から2022年4月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、

必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月27日

株式会社 マツモト	監査役会
監査役（常勤）	石川 正則 ⑩
社外監査役	安井 玄治 ⑩
社外監査役	原永 茂 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2019年の会社法改正により、株主総会資料の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>(電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等)</u></p> <p><u>① 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 第1項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または第2項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案

取締役4名選任の件

取締役松本敬三郎、松本大輝、梅津武、杉本佳彦の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まつもと けいざぶろう 松本 敬三郎 (1951年4月3日生)	1975年4月 合資会社松本写真印刷社入社 1989年2月 当社取締役 1989年5月 当社専務取締役生産本部長 1992年7月 当社代表取締役専務取締役 生産本部長 1994年7月 当社代表取締役社長(現任)	59,000株
2	まつもと だいき 松本 大輝 (1981年8月18日生)	2007年1月 富士ゼロックス株式会社 (現富士フイルムビジネス イノベーション株式会社)入社 2008年4月 当社入社 2008年12月 当社東京営業所長 2009年7月 当社常務取締役営業本部長(現任)	21,100株
3	とくなが かずとし 徳永 和敏 (1963年5月4日生)	1986年4月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2017年5月 株式会社明菱入社 2020年4月 同社取締役総務グループ長 2022年6月 当社入社顧問(現任)	-株
4	すぎもと よしひこ 杉本 佳彦 (1964年12月26日生)	1989年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1993年8月 公認会計士登録(現任) 2015年7月 当社取締役(現任)	-株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉本佳彦氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 杉本佳彦氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験や専門知識等を当社の経営に反映していただくとともに当社コーポレートガバナンスの強化ならびに客観的な立場での経営の監督において適切な役割を果たしていただくためであり、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役石川正則氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役安井玄治氏ならびに監査役原永茂氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。監査役の候補者は、次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かない よしゆき 金井 義行 (1960年6月6日生)	1983年 4月 小西六ユービックス株式会社 (現コニカミノルタ株式会社)入社 1989年 5月 富士ゼロックス株式会社 (現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 2018年 9月 当社入社東京営業所特命担当課長 (現任)	- 株
2	ふじおか ひさし 藤岡 比左志 (1957年4月22日生)	1980年 4月 株式会社ダイヤモンド社入社 2002年 6月 同社取締役経営企画本部長 2008年 6月 株式会社ダイヤモンド・ビッグ社 代表取締役社長 2017年 7月 大阪府貝塚市政策アドバイザー (現任) 2018年 6月 株式会社アットマーク・ラーニング 社外取締役(現任)	- 株
3	まつい ひろあき 松井 博昭 (1983年11月19日生)	2009年12月 弁護士登録(現任) 2010年 1月 西村あさひ法律事務所入所 2019年 7月 ニューヨーク州弁護士登録(現任) 2019年 8月 AI-EI法律事務所入所(現任) 2021年 4月 信州大学特任教授(現任)	- 株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤岡比左志氏ならびに松井博昭氏は社外監査役候補者であります。
 3. 藤岡比左志氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる経営者としての高い見識と各分野にわたる豊富な経験等を、当社の監査体制に活かしていただくためであります。
 4. 松井博昭氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 5. 当社は藤岡比左志氏ならびに松井博昭氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。

第4号議案

退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役梅津武氏および監査役石川正則氏、監査役安井玄治氏、監査役原永茂氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で、贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役は取締役会、退任監査役は監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績および企業価値の向上等に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
うめづ たけし 梅津 武	1989年9月 当社入社 1994年7月 取締役
いしかわ まさのり 石川 正則	1990年8月 当社入社 2018年7月 監査役(常勤)
やすい げんじ 安井 玄治	1994年7月 当社監査役(社外)
はらなが しげる 原永 茂	1996年7月 当社監査役(社外)

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号

松柏園ホテル

TEL(093)511-2228

